

八王子市子どもの健全育成事業実施要綱

平成27年4月1日施行

第1条 目的

この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯の子ども達の自立支援の一環として、進学や就労に向けた支援、学習、環境の整備等、次世代育成支援等を実施することを目的とする。

第2条 事業の実施

実施主体は八王子市とする。

ただし適切な事業運営ができると認められる団体に事業の一部を委託することができる。

第3条 事業内容

事業種別及び内容は、次のとおりとする。

（1）生活支援

引きこもりや不登校等の子どもに対し、家庭訪問や面談、電話相談等を通じて個々の状況に合わせた生活支援を他機関と連携し行う。

（2）学習支援

生活困窮世帯の子ども達の自立を促進するため、別に定める「八王子市子どもの健全育成学習支援実施要領」に基づき学習支援、学習環境の整備、進路相談等を行う。

（3）その他の支援

子どもの貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援を行う。

第4条 支援員

本事業を円滑に実施するために専門知識を持つ「八王子市子どもの健全育成支援員」を配置する。支援員に関して必要な事項は別に定める「八王子市子どもの健全育成支援員要領」による。

第5条 子どもの健全育成支援検討会の設置

支援対象者の選定及び支援内容の決定等の検討を行うため、福祉部生活自立支援課に子どもの健全育成支援検討会（以下「検討会」）を設置する。検討会は、生活困窮者自立支援業務及び生活福祉業務に関する課の課長、主査、職員、支援員、必要に応じて関係所管の職員により構成し原則として毎月開催する。

第6条 個人情報の保護

事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。関係機関と個人情報を共有する場合は、あらかじめ支援対象者の保護者から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえることとする。

第7条 関係書類の整備等

事業の内容を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存する。

第8条 その他

事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。